

事務連絡  
平成31年1月18日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

### 「保育士確保集中取組キャンペーン」の実施について

保育施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保育士確保集中取組キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）につきましては、今年度1月から3月にかけて、国や自治体を挙げて集中的に保育士の就業促進を行う取組として、別添1のとおり、4月に向けた保育士確保に集中的に取り組むこととしました。

つきましては、貴自治体におかれましても、下記取組の実施にご協力をお願いいたします。

また、保育士の確保に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）による取組も重要であることから、都道府県におかれましては、管内の市町村に対する周知も併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 実施主体

国、都道府県及び市町村

#### 2 キャンペーン実施期間

平成31年1月から平成31年3月まで

#### 3 キャンペーン実施内容

##### （1）厚生労働省において取り組む事項

##### ① リーフレットを活用した未就業保育士等への呼びかけ

「保育士資格をお持ちの皆様へ」リーフレット（別添2参照。以下「リーフレット」という。）により、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない者（以下「未就業保育士」という。）に対し、厚生労働

省ホームページなどで、国として取り組んでいる処遇改善や再就職支援、勤務環境改善に関する取組を周知し、保育園での就業について、広く呼びかけを行う。

② 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ

指定保育士養成施設卒業予定者や保育士試験合格者など、新たに保育士登録を行った者に向けて、保育士登録を行っている機関に対し、保育士証の送付の際にリーフレットを同封するよう要請。

③ 厚生労働省twitter などSNSを活用した情報発信

厚生労働省では、厚生労働省twitter により保育士・保育園支援センターやハローワークへの登録の呼びかけを行うとともに、保育関係者等と連携してSNSによる情報発信を行う。

④ 保育関係団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施

厚生労働省から保育関係団体と連携して団体に加盟している施設や保育士等に対する働きかけや未就業保育士に対するPRを行う。

⑤ ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援

保育士マッチング強化プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）については、今回のキャンペーンを踏まえたプロジェクトによる集中的支援を行う。

(2) 都道府県等においてご協力いただきたい事項

① 未就業保育士に対する保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申し込みの呼びかけ

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、以下の取組により、未就業保育士に対し、保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申し込みの呼びかけを積極的に行う。

ア リーフレットを活用した未就業保育士等への呼びかけ

都道府県等においてはリーフレットを活用し、

- ・自治体ホームページへの掲載や広報用掲示板への掲示
- ・自治体関係機関や管内指定保育士養成施設でのリーフレットの配布
- ・住民向け広報紙等への掲載

など、様々な機会を通じて周知に努める。

また、管内市町村に対し、リーフレットを活用した広報や市町村の管内保育園等への掲示等の協力を求める。

イ 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ

上記(1)②のとおり、新たに保育士登録を行った者への保育士証の送付の際にリーフレットを同封するよう要請することとしているので、都道府県において、その旨を広く周知する。

ウ 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化

指定保育士養成施設の卒業生や卒業予定者であって保育園等に就職して

いない者の保育園等への就業促進を図るため、管内の指定保育士養成施設に対し、リーフレットの活用などにより、卒業者や卒業予定者に対し呼びかけていただくよう、働きかけを行う。

エ 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ

一部の自治体では、保育士登録簿を活用して当該登録簿に登載されている保育士に対して確認を行い、当該保育士の了承の下、メールや郵送による求人情報等の案内や、保育士・保育園支援センターへの登録、ハローワークへの求職申込みの呼びかけ等を行っている事例があるので、当該事例を参考に、あらためてリーフレットを送付するなど、積極的に働きかけを行う。

オ 短時間正社員制度の導入など、保育園等の勤務環境改善に向けた働きかけ

保育士の再就職にあたっては、処遇改善だけでなく短時間での勤務を希望するなど、保育事業者が多様な働き方を用意することにより、より多くの保育士の就業意欲を喚起することが期待できる。このため、保育事業者に対し、短時間正社員制度の導入など、保育園等の雇用管理や勤務環境の改善に努めていただくよう働きかけるとともに、保育事業者が雇用管理や勤務環境の改善を行った場合は、求人内容にその旨を掲載するなど、魅力ある求人の方法についての助言等を行う。

カ 公立保育園OG・OBへの呼びかけ

退職した公立保育園の園長等に対し、リーフレット等を活用し、積極的に呼びかけを行う。

② 保育士の確保が困難な状況にある保育園等への働きかけ

自治体において、保育士の確保が困難な状況にある保育園等を把握している場合は、当該保育園等の情報について保育士・保育園支援センターやハローワークに速やかに情報提供を行う等により、求人充足に向けた取組を行う。

また、管内保育園等に対し、保育士の確保が困難な状況にあり、保育士・保育園支援センターやハローワークに求人登録をしていない場合は、速やかに求人登録を行うよう働きかけを行う。

③ 更なる取組の実施

平成30年10月26日付事務連絡「保育士・保育所支援センターの事例集について」で紹介されている各事例などを参考にいただき、各自治体の実情に合わせた積極的なマッチング等の取組を行うことや、上記①、②以外にも、自治体の創意工夫により更なる取組を行う。

4 都道府県等、保育士・保育園支援センター及びハローワークとの連携等

一部の自治体では、都道府県、保育士・保育園支援センター及びハローワークが連携した以下の事例のような取組を行っているので、当該事例等を参考に、地

域の実情に応じ、ハローワークへの協力依頼を行い、連携を図る。

事例：

- ① 都道府県等において、4月に向けて保育士の確保が難しい保育園等を把握
- ② 都道府県等から都道府県労働局に対し、把握した保育園等の名簿及び保育士・保育園支援センターが保有する求人情報を提供し、ハローワークでの積極的な求人紹介を依頼
- ③ 依頼を受けた都道府県労働局を通じ、ハローワークにおいて積極的な就職あっせんを実施

## 5 ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援

今回のキャンペーンを踏まえたプロジェクトによる集中的支援について厚生労働省職業安定局より都道府県労働局あて連絡しているので、都道府県等におかれては、積極的にハローワークと連携を図り、未就業保育士の就業促進に努めること。

## 6 キャンペーンの実施状況報告について

### (1) 報告対象

都道府県等は、キャンペーンによる取組状況（取組内容や取組実績等）、保育士・保育園支援センターでのマッチング状況等について報告願いたい。

### (2) 報告様式

別添3「保育士確保集中取組キャンペーン実施状況報告」とする。

### (3) 報告期限等

平成31年4月末日までにメールにて提出願いたい。

## 7 その他

保育士の確保に向けて、平成30年度補正予算案や平成31年度予算案において、保育人材の更なる確保を図るための支援に必要な予算を盛り込んでいることから、積極的に活用いただき、保育人材の確保に努めること。

厚生労働省 子ども家庭局

保育課 保育士対策係

TEL :03-5253-1111 (内線 4958)

FAX :03-3595-2674

Mail: arata-eiji@mhlw.go.jp

itou-yousukeaa@mhle.go.jp

endou-yoshihiko@mhlw.go.jp

# 保育士確保集中取組キャンペーンの概要

- 厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿拡大を進めており、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠。
- 平成30年11月の有効求人倍率は3.20倍（全国で最も高い東京都では6.44倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

本年4月に向けた保育士確保を進めるため、3月までの間、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就業促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

## 掘り起こしの強化

- ・ 保育士の就業を呼びかけるリーフレットを活用し、自治体や保育関係団体と連携の上、未就業の保育士や新規の保育士資格取得者に対し、保育士の処遇改善や再就職支援、勤務環境改善に関する取組のPR活動の実施
- ・ 自治体や関係団体による保育士の養成学校と連携した養成学校卒業者や卒業予定者への呼びかけの強化 等

## ハローワークへの求職申込や保育士・保育園支援センターへの登録

### 就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
  - ・ 年度内に充足が必要なお求人提出保育園への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
  - ・ 就職面接会等の集中開催
  - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供
- 保育士確保が困難な状況にある保育園に対し、都道府県、保育士・保育園支援センター及びハローワークが連携した積極的な就職あっせんの実施 等



4月に向けた保育士の確保

保育士資格をお持ちの皆さまへ

～ 子どもたちの笑顔のために ～

## 保育の現場があなたを待っています

保育園等を増やすためには、保育士の方々が必要です!!

保育士は、将来を担う子どもたちの発達を促し、子どもたちの日々の成長を実感することができる、魅力のある仕事です。

保育士資格を活かし、子どもたちの未来のために活躍しませんか。



皆さまに保育士として活躍していただけるよう、厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- **民間の保育園等で働く保育士の給与を、平成25年度以降約13% (約4万1千円) (※) 改善!**
- **さらに、技能・経験に応じて月額最大4万円の給与改善!**
- **職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート!**
- **保育園の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に!**

(※) 平成31年度予算案が成立した場合。数値は、保育園等に対する運営費の補助金上の改善水準です。

厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「子育て安心プラン」によって、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。

保育園等を増やすためには、保育の担い手となる保育士の方々が必要です。保育士の方々が保育現場でやりがいを感じながら安心して働き続けることができるよう、厚生労働省では様々な取組を行っていますので、ぜひご活用ください。

具体的な取組内容は、裏面をご参照ください。

まずは、お近くの「保育士・保育園支援センター」への登録、またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育園支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへ、以下のような相談・支援を行っています。お気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
- ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育園のあっせん
- ・ 就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育園支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

# 皆さまに保育士として働いていただくために 厚生労働省の取組

## 民間保育園で働く保育士の給与を改善！

- **保育士の給与を平成31年度は約1%改善（月額約3千円程度）**します。  
※平成31年度予算案が成立した場合には、平成25年度以降のこれまでの取組と合わせると、約13%（月額4万1千円程度）改善予定
- さらに、上記に加えて、**技能・経験に応じて月額5千円から4万円の給与の改善**を行っています。  
※「技能・経験」には過去の保育士経験も含まれます。

## 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育園支援センターでは、ブランクがあることで保育士としての職場復帰に不安のある方を対象として、**職場復帰のための保育実技研修**などを行っています。

## 保育士の職場復帰を強力に後押し！

- 保育士として職場復帰する際に、**就職準備金（上限40万円）の貸付**や**未就学児がいる場合の保育料の一部貸付**を行っています。  
※いずれも**2年間の勤務で返済を免除**

## 保育園の勤務環境を改善し、保育士が働きやすい職場に！

- **保育士の勤務環境を改善**するため、次のような取組を実施しています。
  - ・ **保育士の業務負担を軽減**するため、保育士の業務を補助する**保育補助者の雇用を支援**しています。
  - ・ 保育園での**ICT（情報通信技術）の活用による書類作成業務の省力化**を支援しています。
  - ・ 3歳児の保育において、保育士を手厚く配置している場合に、保育園等の運営費を上乗せしています。（通常であれば子ども20人につき保育士が1人必要となるところ、**子ども15人につき保育士1人を配置できるように支援**）
  - ・ 保育士のための**宿舎の借り上げを支援（上限月額8万2千円）**しています。

注) 一部の自治体では、上記の職場復帰や勤務環境改善に関する取組を実施していないことがあります。





(記入要領)

- ①登録件数：③の求職件数に加え、求職活動は行わないが求人等の情報提供を受けるために登録した保育士等の件数をご記入ください。
- ②求人件数：新規求人件数をご記入ください。当該件数を集計していない場合は、期間終了時の有効求人件数をご記入ください。
- ③求職件数：新規求職件数をご記入ください。当該件数を集計していない場合は、期間終了時の有効求職件数をご記入ください。  
※②及び③は、欄外に新規求人(求職)件数か、有効求人(求職)件数か○をつけてください。
- ④紹介件数：センターが求職者に求人情報を紹介した件数をご記入ください。(就職が決定したかは不問です。)
- ⑤就職件数：センターに求職登録している求職者が就職した件数をご記入ください。(以前からの求職登録者の就職も含む。)
- ⑥マッチング件数：④の紹介を受けて就職先が決定した件数をご記入ください。